

○農林水産省告示第四百十七号

農業保険法（昭和二十二年法律第八十五号）第一百四十四条第四項、農業保険法施行令（平成二十九年政令第二百六十三号）第三十二条第四項並びに農業保険法施行規則（平成二十九年農林水産省令第六十三号）第七十六条、第一百十四条、第二百十一条第二項及び第二百三十二条第二項の規定に基づき、令和元年十二月二十三日農林水産省告示第千六百九十九号（家畜共済に係る共済掛金標準率等を定める件）の一部を次のように改正する。

令和五年一月三十日

農林水産大臣 野村 哲郎

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省経営局保険課及び秋田県庁に備え置いて縦覧に供する。）

附 則

- 1 この告示は、令和五年三月一日から施行する。
- 2 この告示による改正後の令和元年十二月二十三日農林水産省告示第千六百九十九号の規定は、令和五年

三月一日以後に共済掛金期間が開始する家畜共済の共済関係、当該共済関係に係る保険関係及び当該保険関係に係る再保険関係から適用するものとし、同日前に共済掛金期間が開始する家畜共済の共済関係、当該共済関係に係る保険関係及び当該保険関係に係る再保険関係については、なお従前の例による。

「次のよう」の部分

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下、下線部分という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線部分がないものは、これを削る。

改	正	後	改	正	前																												
（略） 別表 2（都道府県の区域を細分した地域） （略） <table><tr><td>共済事業の種類</td></tr><tr><td>死亡廃用共済</td></tr></table> （略） <table><tr><td>都道府県名</td></tr><tr><td>秋田県</td></tr></table>			共済事業の種類	死亡廃用共済	都道府県名	秋田県	（略） 別表 2（都道府県の区域を細分した地域） （略） <table><tr><td>共済事業の種類</td></tr><tr><td>死亡廃用共済</td></tr></table> （略） <table><tr><td>都道府県名</td></tr><tr><td>秋田県</td></tr></table>			共済事業の種類	死亡廃用共済	都道府県名	秋田県																				
共済事業の種類																																	
死亡廃用共済																																	
都道府県名																																	
秋田県																																	
共済事業の種類																																	
死亡廃用共済																																	
都道府県名																																	
秋田県																																	
<table><tr><th>共済目的の種類</th><th>地域</th><th>区域</th></tr><tr><td rowspan="2">牛</td><td>第 1 区域</td><td>秋田市、能代市、横手市、大館市、男鹿市、湯沢市、鹿角市、潟上市、大仙市、北秋田市、仙北市、鹿角郡、北秋田郡、山本郡、南秋田郡、仙北郡及び雄勝郡の区域</td></tr><tr><td>第 2 区域</td><td>由利本荘市及びにかほ市の区域</td></tr><tr><td>馬</td><td>第 1 区域</td><td>秋田県の区域</td></tr><tr><td>豚</td><td>第 1 区域</td><td>秋田県の区域</td></tr></table>			共済目的の種類	地域	区域	牛	第 1 区域	秋田市、能代市、横手市、大館市、男鹿市、湯沢市、鹿角市、潟上市、大仙市、北秋田市、仙北市、鹿角郡、北秋田郡、山本郡、南秋田郡、仙北郡及び雄勝郡の区域	第 2 区域	由利本荘市及びにかほ市の区域	馬	第 1 区域	秋田県の区域	豚	第 1 区域	秋田県の区域	<table><tr><th>共済目的の種類</th><th>地域</th><th>区域</th></tr><tr><td rowspan="2">牛</td><td>第 1 区域</td><td>秋田市、能代市、横手市、大館市、男鹿市、湯沢市、鹿角市、潟上市、大仙市、北秋田市、仙北市、鹿角郡、北秋田郡、山本郡、南秋田郡（<u>大湯村の区域を除く。</u>）、仙北郡及び雄勝郡の区域</td></tr><tr><td>第 2 区域</td><td>由利本荘市及びにかほ市の区域</td></tr><tr><td>馬</td><td>第 1 区域</td><td>秋田県の区域</td></tr><tr><td>豚</td><td>第 1 区域</td><td>秋田県の区域</td></tr></table>			共済目的の種類	地域	区域	牛	第 1 区域	秋田市、能代市、横手市、大館市、男鹿市、湯沢市、鹿角市、潟上市、大仙市、北秋田市、仙北市、鹿角郡、北秋田郡、山本郡、南秋田郡（ <u>大湯村の区域を除く。</u> ）、仙北郡及び雄勝郡の区域	第 2 区域	由利本荘市及びにかほ市の区域	馬	第 1 区域	秋田県の区域	豚	第 1 区域	秋田県の区域
共済目的の種類	地域	区域																															
牛	第 1 区域	秋田市、能代市、横手市、大館市、男鹿市、湯沢市、鹿角市、潟上市、大仙市、北秋田市、仙北市、鹿角郡、北秋田郡、山本郡、南秋田郡、仙北郡及び雄勝郡の区域																															
	第 2 区域	由利本荘市及びにかほ市の区域																															
馬	第 1 区域	秋田県の区域																															
豚	第 1 区域	秋田県の区域																															
共済目的の種類	地域	区域																															
牛	第 1 区域	秋田市、能代市、横手市、大館市、男鹿市、湯沢市、鹿角市、潟上市、大仙市、北秋田市、仙北市、鹿角郡、北秋田郡、山本郡、南秋田郡（ <u>大湯村の区域を除く。</u> ）、仙北郡及び雄勝郡の区域																															
	第 2 区域	由利本荘市及びにかほ市の区域																															
馬	第 1 区域	秋田県の区域																															
豚	第 1 区域	秋田県の区域																															
（略） 別表 4（都道府県の区域を細分した地域） （略） <table><tr><td>共済事業の種類</td></tr><tr><td>疾病傷害共済</td></tr></table> （略） <table><tr><td>都道府県名</td></tr><tr><td>秋田県</td></tr></table>			共済事業の種類	疾病傷害共済	都道府県名	秋田県	（略） 別表 4（都道府県の区域を細分した地域） （略） <table><tr><td>共済事業の種類</td></tr><tr><td>疾病傷害共済</td></tr></table> （略） <table><tr><td>都道府県名</td></tr><tr><td>秋田県</td></tr></table>			共済事業の種類	疾病傷害共済	都道府県名	秋田県																				
共済事業の種類																																	
疾病傷害共済																																	
都道府県名																																	
秋田県																																	
共済事業の種類																																	
疾病傷害共済																																	
都道府県名																																	
秋田県																																	
<table><tr><th>共済目的の種類</th><th>地域</th><th>区域</th></tr><tr><td rowspan="2">牛</td><td>第 1 区域</td><td>秋田市、能代市、横手市、大館市、男鹿市、湯沢市、鹿角市、潟上市、大仙市、北秋田市、仙北市、鹿角郡、北秋田郡、山本郡、南秋田郡、仙北郡及び雄勝郡の区域</td></tr><tr><td>第 2 区域</td><td>由利本荘市及びにかほ市の区域</td></tr><tr><td>馬</td><td>第 1 区域</td><td>秋田県の区域</td></tr><tr><td>豚</td><td>第 1 区域</td><td>秋田県の区域</td></tr></table>			共済目的の種類	地域	区域	牛	第 1 区域	秋田市、能代市、横手市、大館市、男鹿市、湯沢市、鹿角市、潟上市、大仙市、北秋田市、仙北市、鹿角郡、北秋田郡、山本郡、南秋田郡、仙北郡及び雄勝郡の区域	第 2 区域	由利本荘市及びにかほ市の区域	馬	第 1 区域	秋田県の区域	豚	第 1 区域	秋田県の区域	<table><tr><th>共済目的の種類</th><th>地域</th><th>区域</th></tr><tr><td rowspan="2">牛</td><td>第 1 区域</td><td>秋田市、能代市、横手市、大館市、男鹿市、湯沢市、鹿角市、潟上市、大仙市、北秋田市、仙北市、鹿角郡、北秋田郡、山本郡、南秋田郡（<u>大湯村の区域を除く。</u>）、仙北郡及び雄勝郡の区域</td></tr><tr><td>第 2 区域</td><td>由利本荘市及びにかほ市の区域</td></tr><tr><td>馬</td><td>第 1 区域</td><td>秋田県の区域</td></tr><tr><td>豚</td><td>第 1 区域</td><td>秋田県の区域</td></tr></table>			共済目的の種類	地域	区域	牛	第 1 区域	秋田市、能代市、横手市、大館市、男鹿市、湯沢市、鹿角市、潟上市、大仙市、北秋田市、仙北市、鹿角郡、北秋田郡、山本郡、南秋田郡（ <u>大湯村の区域を除く。</u> ）、仙北郡及び雄勝郡の区域	第 2 区域	由利本荘市及びにかほ市の区域	馬	第 1 区域	秋田県の区域	豚	第 1 区域	秋田県の区域
共済目的の種類	地域	区域																															
牛	第 1 区域	秋田市、能代市、横手市、大館市、男鹿市、湯沢市、鹿角市、潟上市、大仙市、北秋田市、仙北市、鹿角郡、北秋田郡、山本郡、南秋田郡、仙北郡及び雄勝郡の区域																															
	第 2 区域	由利本荘市及びにかほ市の区域																															
馬	第 1 区域	秋田県の区域																															
豚	第 1 区域	秋田県の区域																															
共済目的の種類	地域	区域																															
牛	第 1 区域	秋田市、能代市、横手市、大館市、男鹿市、湯沢市、鹿角市、潟上市、大仙市、北秋田市、仙北市、鹿角郡、北秋田郡、山本郡、南秋田郡（ <u>大湯村の区域を除く。</u> ）、仙北郡及び雄勝郡の区域																															
	第 2 区域	由利本荘市及びにかほ市の区域																															
馬	第 1 区域	秋田県の区域																															
豚	第 1 区域	秋田県の区域																															
（略）			（略）																														